

安心安全の医療を厚木市で

市立病院、公営企業法全部適用に

賛成討論
釘丸久子議員



釘丸久子議員は、病院関連の4議案、陳情1件について賛成討論を行いました。

東日本大震災と原発事故で、日本国民はかつて経験したことのない自然災害と放射能汚染の恐ろしさを実感しました。国民は、国や自治体、社会の在り方がこのままでいいのだろうか、経済効率優先でないのだろうかと問いかけています。震災後に医療関係者が献身的に医療を行っていたことは、皆さんもよく存じのことと思います。

厚木市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正
厚木市立病院事業企業職員定数条例
厚木市立病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例
厚木市立病院について地方公営企業法の全部適用が提案されました。公立病院としての機能をいかに保持していくことができるかが課題です。

会派名	日本共産党	改革あつぎ	あつぎみらい	公明党	市政クラブ	民主クラブ	みんなの党	市民の党	神奈川ネット	採決結果
平成23年度一般会計補正予算、特別会計補正予算(後期高齢者医療、国民健康保険、介護保険、下水道)	●※	○※	○※	○	○	○	○	●※	○	○
厚木市職員定数条例の一部改正	●※	○※	○※	○	○	○	○	●※	○	○
斎場条例の一部改正	●※	○※	○※	○	○	○	○	●※	○	○
厚木市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正	○※	○※	○※	○	○	○	○	○※	○	○
重度障害者医療費助成制度継続を(神奈川県腎友会)	●※	○	○	○	○	○	○	●	○	○
移動困難者への通院支援を	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
医師・看護師等の大幅な増員・・・意見書を国に提出を求める陳情	○※	●	●	●	●	●	●	○	○	●
保育園、幼稚園、学校給食の食材の放射線量の基準値の見直しを	●※	●	●	●	●	○※	○※	○	○	●

これまで財務だけに適用されていた地方公営企業法の規定が、全部適用になると、病院の組織、職員的身分の取り扱いにも適用されるため、組織的には市長部局から離れて、独自の管理者を置くことになり、業務の執行に關して管理者に広範な権限が与えられます。しかし、完全に独立した執行機関ではなく、地方公共団体の長の補助職員です。

病院職員の労働関係は、地方公務員法ではなく、地方公営企業法労働関係法が適用となり、民間企業の労働者と同様に、労働組合の結成、回結、団体交渉権、労働協約の締結、苦情処理機関、政治的行為などが保障されます。

全部適用になっても、病院は自治体直営であり、一般会計から負担金を補助金を支出します。自治体病院として必要な施策を充実・継続することが大切です。

厚木市立病院について地方公営企業法の全部適用が提案されました。公立病院としての機能をいかに保持していくことができるかが課題です。

厚木市立病院について地方公営企業法の全部適用が提案されました。公立病院としての機能をいかに保持していくことができるかが課題です。

今、全国的に医師・看護師不足が取りざたされているとき、この陳情は政府の施策をより国民本位に推し進めるためにも有効なものと考えます。厚生労働省は、平成22年11月「看護師等の『雇用の質』の向上に関する省内プロジェクトチーム」を設置し、それを受けて、今年6月17日、厚生労働省5局長通知がなされました。

その中で、看護師等について、「夜勤を含む交代制勤務等により、厳しい勤務環境に置かれている者も多く、看護師等が健康で安心して働ける環境を整備し、『雇用の質』を高めていくことが喫緊の課題である」と述べています。

プロジェクトチームの報告書によると、看護師等の離職率は11・2%です。看護師という専門的資格を有しながら就業していない者が50万人に上ることは考慮する必要があります。といったん就業を中断すると、医療技術の進歩に対する不安から再就業が円滑に進まない傾向があります。一定期間後の再就業

などがそれです。新病院では、ICU、さらにはHCUを整備するという予定です。

市立病院としての方向性は、今後とも市と協議して進めていくと思っています。

また、市民福祉常任委員会では、市議会の関わりは今までと同じと回答がありました。この間にも、病院特別委員会を、市立病院の方向性を議論してきたところ です。

自治体病院として、患者や住民の要求、生活の実態を掌握し、地域医療における公的責任を十分発揮していくことが、これまで以上に求められます。地域における保健医療の要として、また、地域に開かれた拠点病院としての役割を高めていくことを期待して、厚木市立病院事業にかかる4議案について、賛成いたします。

また、看護師等が挙げられる、退職したい理由の上位に結婚・出産・育児など生活上の問題のほか、人手不足で仕事がつまらない、賃金が安い、休暇が取りづらい、夜勤が続き、思うような看護ができず仕事達成感がない等であること、全日本医療労働組合連合会の調査を紹介しています。健康で働きがいのある職場環境をつくることは、医療・看護の質を高め、患者・家族にとって望ましいことです。

労働基準監督署が実施した労働時間に関する法違反の監督指導において、一般産業では20・4%ですが、病院・診療所などは52・9%のことです。

地方自治体にしる、医療機関にしる、ギリギリの状況で働いていたのでは、住民へのきめ細かなサービスを保障することはできません。

医師・看護師等の大幅増員、安全で行き届いた医療、看護・介護の拡充を図るために本陳情に賛成いたします。

これまで財務だけに適用されていた地方公営企業法の規定が、全部適用になると、病院の組織、職員的身分の取り扱いにも適用されるため、組織的には市長部局から離れて、独自の管理者を置くことになり、業務の執行に關して管理者に広範な権限が与えられます。しかし、完全に独立した執行機関ではなく、地方公共団体の長の補助職員です。

病院職員の労働関係は、地方公務員法ではなく、地方公営企業法労働関係法が適用となり、民間企業の労働者と同様に、労働組合の結成、回結、団体交渉権、労働協約の締結、苦情処理機関、政治的行為などが保障されます。

全部適用になっても、病院は自治体直営であり、一般会計から負担金を補助金を支出します。自治体病院として必要な施策を充実・継続することが大切です。